

第1回 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会 会議録

1 日時

令和3年(2021年)8月24日(火)午後2時から4時まで

2 場所

鎌倉市役所本庁舎2階 201会議室

3 出席者

(1) 鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会委員(五十音順)

ア 宇高 毅 委員(鎌倉市社会福祉協議会事務局長)

イ 小泉 裕子委員(鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科教授)

ウ 高橋 貢子委員(高橋貢子公認会計士税理士事務所)

エ 玉置 司 委員(神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所専門福祉司)

(2) 事務局

ア 藤林こどもみらい部長、永野こどもみらい部次長、斉藤こども支援課課長補佐、高橋こども支援課こども施設担当職員

4 欠席者

黒木 真一郎委員(腰越保育園保護者会会長)

5 審議内容等

開会后、藤林こどもみらい部長から挨拶を行い、その後、各委員の紹介を行った。

(1) 委員長及び副委員長の選出について

互選により委員長を小泉委員に、副委員長を玉置委員に選出した。

(2) 会議の公開について

ア 第3回目の当選定委員会で予定しているヒアリング審査(応募者のプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング)については公開とし、傍聴を許可することとした。また、傍聴に係る第3回目の選定委員会の開催については、市のこども支援課のホームページでお知らせすることとした。

イ ヒアリング審査以外の採点や審査に係わる箇所は、選定事業者が決定するまでは、非公開とすることとした。

ウ 会議録は、要約とし採点や審査に係わる箇所や発言の委員名は伏せることとし、選定事業者が決定後に情報公開することとした。

(3) 鎌倉市立腰越保育園の整備について

事務局から資料3「鎌倉市拠点保育所整備方針」及び資料4「鎌倉市の待機児童等の状況」に沿って委員に説明を行い確認された。

(4) 整備運営事業者の選定工程等について

事務局から資料5「鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定工程表及び事業工程表」に沿っ

て委員に説明を行い確認された。

(5) 議題

議題（１）「鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者募集要領等について」と、議題（２）「鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定基準について」は、事前に各委員から意見をいただいております。その意見を事務局でまとめた、資料10「募集要領（案）に関する意見一覧」に沿って、事務局から一括して説明を行ったあと、各項目に対する審議を行った。

質疑については、次のとおり。

委員長： 応募資格にある「社会的信用」は、どのように確認するののかとの問いに対して、確認方法が曖昧となるため、削除とすることでいかがか。

委員： 確認が難しいと思うが、後段に記載されている「社会的な信用を著しく損なう」行為を法令違反と想定しているならば、応募資格も同様に「法令違反がない社会的信用があること」としたらどうか。

事務局： 後段の「社会的な信用を著しく損なう」とは、その事実が生じた場合の取消事項である。応募資格において、暴力団関係団体であるかどうかの確認は県警本部に照会することで可能だが、応募事業者が法令違反をしているかどうかの確認方法はなく、曖昧となるため、御指摘のとおり、「社会的信用」の文言は削除するのがよいと考える。

委員長： 資格として社会的信用があるということの確認は困難であることから削除とすることによいか。

委員： 了承。

委員長： 事業者が提出する納税証明書は、法人税、法人県民税、法人市民税でよいが、事業所が複数ある場合は負担となるので、法人県民税と法人市民税については、本店所在地に限定するのがよいと思うがいかがか。

委員： 了承。

事務局： それでは、本店所在地を追記することとする。

委員： 応募資格の認可保育所等とは、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園のみで、幼稚園型こども園は応募できないのか。

事務局： 腰越保育園の運営を民間事業者に移管する事業であることから、保育園としての運営実績を重視している。また、移管に伴う在園児の保護者の安心感という面も考慮して、保育園のみの実績を設定した。

委員： やはり幼稚園の運営と保育園の運営は、別であると感じる。公立保育園の運営を民間に移管するに当たって、市が保育園というものをどう考えるのかにもよると思う。

事務局： 幼稚園の運営実績はあるが、保育園の運営実績がないと、仮に市民や保護者から運営上トラブルがあった場合の対処は大丈夫かと質問されたとき、市として「大丈夫である」と言い切れない。

委員長： 今回は、公立保育所の運営を移管することや、地域子育て支援拠点施設も併設する拠点保育所としての整備運営事業であることから、原案どおりの認可保育所等の運営実績とするということによいか。

委員： 了承。

委員長： 様式2の法人概要書に従業員数は必要ないかの意見についてはどうか。

委員： 決算書などを確認する場合、決して規模が大きいから良いというわけではなく、事業規模を確認する際に、従業員数も一つの指標になる。働いている保育士の人数も参考になるのではないかと感じた。

事務局： 法人概要書に追記することは可能である。ただし、法人によっては、保育士の派遣業務を行っている場合もある。そのため、法人が運営している保育園の保育士のみならず、他の法人などへ派遣している保育士数も含まれる可能性があり、その勤務形態がどうなっているかをどう捉えるのかという問題はあある。

委員： 一概に保育士がたくさんいれば良いというものでもない。また、人材を確保する点については、事業計画書に記載し提案することとなっている。

委員： 決算報告書提出書類に「事業報告書」を追加することで、前年度の従業員数は確認できるがそのようにすることでいかがか。

委員： 了承。

委員長： では、提出書類の決算報告書に、事業報告書も追加して提出してもらうこととする。

委員長： 事業者選定基準の合格ラインは6割以上とするのが良いと思うがいかがか。

委員： 了承。

委員： 配点目安はどう修正するのか。

事務局： 10点配点を10点・7点・5点・3点・1点から10点・8点・6点・4点・1点に
20点配点を20点・15点・10点・5点・1点から20点・16点・12点・8点・1点に修正する。

委員長： この修正でよいか。

委員： 了承。

委員： 第3回目のプレゼンテーションについては、WEB開催も視野にいた対応との意見が出されたが、感染状況を注視しながら、必要に応じて導入を検討するのがよいと思う。

事務局： 現時点では、通常のプレゼンテーション及びヒアリングを想定しており、質疑のやり方や審査方法、開催月である12月の新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢を踏まえて、改めて相談することとしたい。

委員： 了承。

委員長： これで各委員から出された意見については、全て審議を終えたが他に意見はないか。

委員： 募集要領5ページの書類審査（第1次審査）とヒアリング審査（第2次審査）との表記があるが、それぞれの審査後に結果通知はせず、最終のヒアリング審査後に結果を通知するなら「第1次審査」と「第2次審査」という表記は不要ではないか。

委員長： 削除することでいかがか。

委員： 了承。

事務局： 御指摘のとおり、削除することとする。

以上